

| | |
|------------------|---|
| Title | 労農露西亜に於ける農民問題 |
| Sub Title | |
| Author | 小泉, 信三 |
| Publisher | 慶應義塾理財学会 |
| Publication year | 1926 |
| Jtitle | 三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.20, No.8 (1926. 8) ,p.919(1)- 956(38) |
| JaLC DOI | 10.14991/001.19260801-0001 |
| Abstract | |
| Notes | |
| Genre | Journal Article |
| URL | https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19260801-0001 |

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

開店御披露のため本月中
實費御調製可仕候夏服の
御用命は是非當店へ

三田四國町七ノ七

(豊國銀行横)

慶應義塾
御用

桑原洋服店

電話高輪三九一四(呼出)

メガネ

の御用は

正確にして

廉價な



慶應義塾大學病院指定

紫鳳堂眼鏡店

麻布材木町電停際

電話青山七四〇番

三田學會雜誌 第二十卷

第八號

勞農露西亞に於ける農民問題

小泉 信三

(一)

昨年十二月莫斯科に開かれた露西亞共產黨第十四回大會に於て、黨の領袖間に於ける重大なる意見の衝突が暴露されたと稱せられる。多數派に反對する所謂レニングラアド派一味には、カメネフ、シノキエフ、レニン未亡人の如き名士が屬してゐたが、此の反對派に屬するものは大會の票決に敗れた五五九對六五後更に勞農政府内に於ける重要な位置から續々左遷されつゝあると報せられた。

大會で争はれた最も重要な問題は、勞農政府對農民の問題であつた。一九二一年春以來實施され來つた所謂新經濟政策の採用は、勞農政府當局者の言ふ所に

よれば、共産主義實現の準備を整へんが爲め、姑らく資本主義(國家資本主義)の方向に退却して、以て生産力を充實せしめんとするに出でたものであつた。即ち所謂二歩前進せんが爲めの一步の退却であつた。而して此退却を余義なからしめた事情の最も主なるものが、共産主義に對する農民の抵抗であつたことは、世人周知の通りである。最近の共産黨大會に於て争はれたのは、更に今一步の退却を是認すべきや否やであつて、縱令共産主義へ向つての前進を直ちに開始せぬ迄も、少くも退却は今迄のところに止めなければならぬと力説するカメネフ、ジノキエフ等が、少數を以て敗れたのである。スタリン、ブカリン等と共に多數派を率ゐるリイコフは、大會に演説して曰はく、吾々の論争は、其の原理の部分に於ては、一に農民と農村よりして吾々を脅かす危険さの問題を中心に回轉して居るものである。…農民が土地は永久的に貴族から奪取されたといふ思想に慣れた瞬間以來、プロレタリア獨裁續否の問題は、一に…：勞働する農民大衆の生活利害が果して如何なる程度迄ソキエト國家内に於て満足を見出すかに存するのである。…：肝要の事は、吾々は農民と共に社會主義を建設せねばならぬこと是れである」と。而して此

見地よりしてリイコフ等は、耕地賃貸借並に賃銀勞働の公許等を主張したのである。

(三)

今日迄の経過を以て觀れば、ボルシエキ革命は、その農業農民に關する限りに於ては、たゞ封建制度の遺物を一掃して、農民の市民的所有權を確保する丈けに止まつてゐる。それは佛蘭西に於ては大革命によつて行はれ、露西亞に於ては、一八六一年の農奴解放、一九〇六年以來のストライピンの農業改革が一部分實行して未だ完成しなかつた所のものである。農奴解放の完成が重大なる意義を有することは、勿論である。併しそれに依つて土地所有權を確保せられた農民が、如何にして工業プロレタリアと共に社會主義を建設するであらうか。其徑路は今殆ど豫想することが出來ないのである。私は別の機會に論じて謂つた。勞農政府の「土地社會化に縱令如何なる缺點があるにもせよ、兎に角これに依つて大地主の所領沒收と其分割とが行はれ、露西亞の農民が終に全く封建制度と絶縁することを得たる一事は、特筆大書する價值がある。一八六一年の農奴解放以來、様々の形態

に於て存續し來つた體僕制の遺物は悉く一掃せられて、露西亞農民は始めて自由民たるの實を得たのである。(註)而して此事に依つて、ボルシエキは政權を獲得維持することが出來たのである。農民はプロレタリアの獨裁に依つて土地を得た。彼等が反革命軍に對してボルシエキ政府を擁護するのは、當然である。此點に於て農民とボルシエキ若しくは工業勞働者とは、極めて緊密なる共同利害關係を持つてゐたのである。然し勞農政府と農民とは、其の志す所が違ふ。勞農政府の目標は、生産の社會化であるのに、農民は土地の私有を基礎とする商品生産を欲して居る。此の農民の欲求に反して、勞農政府は果して其の所志を遂行する丈けの力があるか「拙著『社會問題』フイニックス出版部版七六六―七頁」。新經濟政策採用以來五年間の發展は、此の疑を愈々深からしめざるを得ないのである。

註 共產主義者中にも、ボルシエキ革命の意義は農奴制度の一掃に存するものと謂ふものがある。例へば P. Messiaev は曰く「十月革命の農民に取つての主なる意義は、土地の追加配分よりも寧ろ農奴制の最後の痕跡と、土地關係の錯雜と、及び農民の地主從屬の一掃に存する」と。又 B. Knigovitch は曰く「農奴制の最後の痕跡絶滅は、土地面積の増加よりは重要なことであつた」と。(Cf. S. N. Prokopovitch, The Economic Condition of Soviet

Russia, 1924, p. 74)

(三)

前記の如く、農民が一時共產黨政府を謳歌したのは、共產黨の獨裁政治によつて其の土地に對する渴望が満たされたからである。農民が土地に對して異常の渴望を感じてゐたのは、彼等に割當てられた土地が彼等の生存を保障するに足りなかつたからである。此の土地の不足は、一八六一年の農奴解放に遡ることが出来る。

農奴解放前に於ては、領主は其生命を奪ふの一事を除けば、農民に對して殆ど如何なる事をも爲すことを許されてゐた。領主は恣に賦役貢納を農民に課した。恣に農奴に土地を與へ、若しくは奪つた。或は土地と共に、或は土地を離して農奴を賣却又は贈與することを許された。任意農奴を家庭奴隸とすることが出來た。農奴は領主の許可なくしては結婚することを得ず、土地を離れることを得ず、又轉職することを得なかつた。農民を裁判するものは、領主である。笞刑を加ふるもの、此を出して兵士たらしめるもの、此を西比利亞に追放するもの、此に強制勞働を

命するもの、皆な何れも領主であつた。

領主が農民を搾取する方法は、大別して二つにされる。賦役(Robor)の制度と用益税又は年貢(Ogrok)の制度とがそれである。前者にあつては、領主は其所領地の一部分を農民の用益に委し、其代り、他のより大なる部分を領主用地として、農民に之を耕作せしめる。農民は一週の或日には自己土地を耕し、別の日には領主用地に於て勞働するのである。其の賦役日數は、カタリナ二世の治世に於ては毎週四、五或は六日の多きに上つたと傳へられる。後者に於ては、領主は其土地の大部分を農民の用益に委して、其生産收益の一部分をオプロクとして徴收するのである。それが始め物納で行はれ、後に金納が之に代はるに至つたことは、諸國の例に見る所と同様であつた。(註)

註 農奴制度發達の概略を記せば、モスカウ帝國(一四六三—一六一三年)の下に於て土地は凡べて(1)白土(2)黒土に分たれてゐた。白土は御料地、莊園、寺領、黒土は農民の所有地である。但し所有さいつても、最高領有權はツアルに屬し、ツアルが國土全部の領有者たる外に、私法的には其御料地のみを所有すると同様の意味に於て農民は黒土を所有したのである。ツアルと大公とに屬して租税を負へる黒土村落

にして、我々我が父の所有地たるものといふ言葉は、正に此關係を示すものである。さて租税は黒土にのみ賦課せられてゐたのであるから、國庫の利害からいへば、黒土の減少せぬことが望ましい。故に十四世紀の農業政策は、特權階級の黒土兼併を妨げてゐたが、十五世紀に入つて、皇帝が其臣僚に黒土を莊園として給する必要があるに至つて、正反對の政策が採用せられ、斯くして十六世紀には、中露諸地方には、最早黒土の跡を留めなくなつた。領主に對する農民の義務に就いては、始めは收穫の幾分一か(1)乃至(2)を納める Polowiki (一種の分益農制)が行はれてゐたが、十七世紀に入つて、中露地方ではオプロクが之に代つた。農民は約定せられた年貢を、一部分現物、一部分貨幣を以て納めたのである。此外寺領に於ては、賦役の制度が行はれたが、何處に於ても、此の三制度の何れか一つが純粹の形で行はれることは稀れて、大概は二種又は三種の混成形態が行はれたのである。

十六世紀の農民は、住居移轉の自由を有してゐた。尤も農民は、耕作及び生活の爲め領主から負債してゐるのが常で、此の負債の元利を返済しなければ、領主の土地を離れることを許されなかつたのであるが、農民を誘引する爲め代つて負債を償ふ新領主を見出すことは、當時困難でなかつたから、事實上住居移轉は大に自由に行はれた。然るに、此の農民誘引の爲めに悩まされるのは、資力に乏しい小貴族であつたが、皇帝に取つては、此の小貴族の維持が甚だ重要な事であつたから、政府は彼等の困難は顧慮しなければならぬ。加ふるに戦争と苛税との爲めに農民は頻りにドン、ウ

ラル、シベリヤへ向つて遁走した。そこで政府は此に處する爲めに一五九七年十一月廿一日の勅令を發布したのである。

此勅令は移轉の自由を明文の上では廢して居らぬが事實に於て廢して居る。領主の許を去つた農民を、逃亡者を以て遇することにしたのである。更に半世紀を経て、一六四九年の法律は、農奴制度の基礎を定めた。農民對領主の私法的關係が是に由て公法的承認を受けることになつて、農奴制は露西亞國法上の一制度となつたのである。

彼得大帝の治下に於て農民の隸屬は更に甚だしくなつた。前に農民と奴隸との間に認められてゐた區別が消滅して、農民は皆な農奴となつた。舊來の地租の代りに人頭税が採用せられ、領主が人頭税の納付と所領地農民から徴兵應募の責任を負ふことになつた爲め、從來農民に對して有してゐた地主の事實上の權力は、一部分公認せられ、一部分擴張されるとになつた。更に女帝カタリナ二世の下に於て、その未だ内親王たりし時、人間を奴隸とすることは基督教の信仰と正義とに背く。凡ての人は自由の人として生れたものであると冒つた、そのカタリナ二世の下に於て、農奴制度は本文上述の如き、最も嚴峻な形を備へることになつたのである。(W. G. Simkowitz, Art. Bauernbefreiung (Russland), Handwörterbuch der Staatswissenschaften III. Aufl. Bd. II)

(四)

農奴解放の主旨は、一方農民に人格の自由を認めると共に、其生存を保障するに

足る丈の土地を之に與へることであつた。前者は姑らく措き、後者に就いて言へば、解放は決して充分の土地を農民に與へなかつたのである。農奴解放令に由て、從來農民が耕した土地は、凡べて地主の所有物たることが確定せられ、農民には其の用益權が保障せられたのである。此の用益に對して農民は地主に小作料を納めなければならぬ。若し地主の同意又は要求があれば、農民は國家の援助を以て己れに指定せられた土地の全部又は一部を買戻すことが出來、又地主と農民との合意があれば、農民は己れに指定せられた最大面積の四分一丈の贈與を受け、兩者間一切の關係を消滅せしめることも出來た。

さて農民用益地の面積はといふに、法律は地方に由て異なる最大限及び最小限を定めたが、通則としては、解放以前に耕してゐた丈の土地の用益が農民に許されたゞそれが法定の限界を超えてゐる場合に、之を増減して限界内に入らしめたのである。元來解放前に農民の耕してゐた土地が必しも其生活を維持するに足らぬものであつたのに、更に解放に際して、地主は己れに有利なる最大限の法定によつて、更に多少それを削減した。露西亞の一農民經濟を維持する爲めには少く

も五デシヤアチン粗放耕作の行はれる地方では一〇デシヤアチンを要するといふのに、農民が五デシヤアチン以上を與へられたのは、歐露五〇縣中僅に十八縣で、十五縣に於ては、四乃至五、十二縣に於ては、三乃至四、四縣に於ては、三デシヤアチン以下を得たに過ぎなかつた。(Otto Bauer, Bolschewismus oder Sozialdemokratie III. Aufh. 1921 S. 11)。穀粉の標準消費量は一人二〇ブツドであるのに、農民の生産量はそれよりも三・七ブツド即ち一割七歩丈け少なかつた。然るに其後人口は毎年約一・八%の比率を以て増加したが、都市に於ける工業は久しく發達しなかつたから、増加人口の大部分は、土地を耕さなければならぬ。當然の結果として、農民一人當り土地面積は益々減少した。Procopowitch に據れば、自一八六一年至一九〇五年に四・八三デシヤアチンから三・一〇デシヤアチンへ、即ち三六%の減少を見た。これに對して地主の所有地はといへば、一九〇五年大地主三萬人が總計七千萬デシヤアチン、即ち一人二三〇〇デシヤアチンを所有したのである(P. Olberg, Die Bauernrevolution in Russland, 1922 S. 4-5)。そこで農民は割當てられた土地の耕作のみを以てしては生活維持するに足らぬから、更に勞働者又は小作人として地主の土地を耕すこと

を余義なくされた。而して此場合の小作料を勞働を以て支拂ふことが行はれたから、名義上農奴の解放は行はれても、事實上農民は依然として賦役の義務を負擔したのである。

同時に、小作料の決定が高きに失した。前述の如く、地主の同意又は要求があれば、農民は其用益地を買戻すことが出来る。此場合の賠償價格は、小作料の六歩還元を以て之を定め、政府が農民に代つて此賠償金を五歩利公債を以て支拂ひ、農民は四十九年間毎年其六歩、利子五歩(元金償還一步)を納付して、之を返済するのである。(農民が用益地全部を買戻す場合には、國家は賠償金額の八割、一部分を買戻す場合には七割五歩を地主に交付し、又買戻が地主の要求に依つて行はれる場合には、此の八割又は七割五歩の支拂ひを以て賠償は完了し、双方の合意を以て行はれる場合には、農民は殘額をば約定せる一定の方法を以て返済するのである。)ところが、小作料の決定が高きに失して居るから、農民は多くの場合此の年賦賠償金の支拂に堪えなかつた。小作料又は年賦賠償金と租税との合計が土地收穫を超過したのである。學者の記す所によれば、是等の負擔の收穫に對する比率は、左の如

くであつた。(Sinkhowsich S. 612)

| | |
|----------|-------------|
| ペテルスブルグ縣 | 一二八一・二五〇・五% |
| モスカウ縣 | 二〇五% |
| トエユル縣 | 二五二% |
| スモレンスク縣 | 二二〇% |
| プスコフ縣 | 二二三% |
| ウラヂミル縣 | 二七六% |
| キヤトカ縣 | 二〇〇% |

併し地主は此の農民の負擔あるが爲めに低廉な勞働の供給を受けることが出來たのである。又此負擔あるが爲め農民は穀物廉賣を余義なくされたから、實際の負擔は上記の數字のみに限られなかつた。この負擔があるから、農民は土地を賣却する譯に行かぬ。賣却する場合には、讓受人に對する賠償金を添へなければならぬ。即ち土地を離れる場合に一種の身脱金を支拂はなければならぬのであるから、農奴時代の土地束縛(Schollenpflichtigkeit)が依然として存続した譯である。(O. Bauer, S. 12)

斯る次第であるから、土地所有は農民に取つては利益でなくて苦痛なる負擔であつた。そこで農民中には、寧ろ用益地の四分一所謂零細地(ペツテルアンクタイル)を取つて、爾餘三分一に對する權利を放棄するの易きを選ぶものが尠くなかつた。然るに、此の零細地は、〇・九乃至一・一デシヤアチンであるから、辛うじて農民の生存必要面積の五分一に達するに過ぎなかつたのである。

(五)

さて上述の方法に由て買戻された土地は、何人のものとなるかといへば、個々農民ではなくて、*Mit*と稱する村落共同體の所有に歸し、各個人はマイルから用益權を與へられたのである。マイルの起原に關する論争には、今觸れぬが、兎に角農奴解放前に於ては、それは其成員の國家に對する租税、地主に對する年貢の納入に就いて連帶責任を負ふ團體であつた。既にマイルが所屬農民の租税貢納に對して責任を負ふものとすれば、それは其の租税貢納の資源たる土地に對して支配權を持たなくてはならぬ。そこでマイルは、土地と其の負擔する貢納とを村の各農家に割當て、又時々其の割替へを行つたのである。さて今農奴解放は行はれたが、此

状態には事實上の變化はなかつた。たゞ前の年貢の代りに、ミールは地主に對する農民の土地年賦賠償金の支拂に付いて連帶責任を負ふたに過ぎないのである。

ミールが土地割當ての標準としたものは、各農家の家族員數であつた。割替へは、十二乃至十八年毎に行はれて、家族員が平均以上に増加した家族は、割當て面積を増され、その減少したものは、それを削減された。各戸に對する土地の割當てが人數に應じて行はれたのであるから、農民が土地を有するものと有せざるものとに分岐する變はない筈であるが、其代り、人口の増加に連れて、農民が耕し得る面積は一様に減少しなければならぬ。而して一八六一年から二十世紀始めに至る期間に於て、購入又は借入れによつて、農民の土地は、一億一千六百萬デシヤアチンから一億四千萬デシヤアチンまで、即ち五分一しか増加しないのに、農民人口は四千万から八千五百万、即ち殆ど倍加した。そこでミールは無産勞働者の發生は防ぐの作用をなしたといふものゝ、實は農民全體を無智貧困の状態に留める作用をなしたのである。

他面ミールは、農業生産力の發達を阻害した。ミールの共同責任負擔は、農民の勞働心企業心を遲鈍ならしめ、耕地の定期的割替は土地改良に費用の投せらるゝことを妨げた。土地が農民の所有物でない爲め、對物信用に依つて資金を求め、方法が得られなかつた。土地割替に伴ふ耕地交錯と耕作強制とが集約的經營法の採用を不可能ならしめ、農民をして久しく傳來の三圃法を守らしめた。加ふるに人口増加の結果たる割當て耕地面積の減少は、已むなく牧場を蠶食して耕地たらしめ、飼料を犠牲にして食物生産を増加せしむるに至つた爲め、一デシヤアチン當りの飼畜頭數が減少し、此事が又農業生産力を減退せしめた。

此等の原因の爲め、露西亞産業の生産力は西歐諸國のそれに比して著しく劣つてゐた。一九〇一―五年の平均を見れば、露西亞に於ける裸麥の一ヘクタアル收穫七・四メエタルツェントネル(メエタルツェントネルは一〇〇キログラム)なるに對して獨逸に於ては一五・六、英蘭に於ては一七、伯耳義に於ては二一・三メエタルツェントネルを示して居る。既に各農民に割當てられた耕地が狭小に失するのみに、更に割當てられた土地の收穫が右記の如くに乏しければ、土地の不足は愈々痛切ならざるを得ぬ。そこで農民は生活の爲め農奴解放前の如く、依然として地主の土地に勞働しなければなら

ないのである。故にパウエルは曰く「土地共産主義(ミイルのは、封建主義に奉仕したる) (O. Bauer, 16)

他面、此の同じ土地の不足が、ミイルの維持を困難ならしめる最も有力な原因となつた。ミイルは各農民に土地を均分せんとするものであるが、人口増加が或程度以上に達すれば、此の分割が最早不可能少くも無意義になる。W. Woronzoffは村落共産體の最も熱心なる支持者であるが、此人も猶ほ左の如く述べて居る。「土地が稍々豊富なることは、割替を容易ならしめるものゝ如くである。割當て地の削減される農民も、猶ほ其勞働力を充分利用せしめる丈の土地を取得するからである。故に彼等は、特に強硬に割替に抗議するを要せぬ。然るに若し土地の分前が狭小であれば、衝突は極端であつて、餘りに小なる土地分前は、特に土地に乏しい農民にも左程割替に興味を感せしめぬ」(Simkhowisch, „Mir“ in Handwörterbuch der Statswissenschaften, Bd. VI 724)。斯の如く土地の不足して居るところで割替を行へば、比較的富有の農民は集約的農業を営むことが出來ず、さりとて貧農は農具家畜を有せぬから、自ら之を耕すことが出來なくて、却て之を他に賃貸するといふやう

な事が行はれる。

ミイルは無産者の發生を妨げるといふのが其支持者の一論據であつたが、事實上農村には貧富無産有産の別が生じて、上記の如く、土地を割當てられてもそれを耕す丈の農具家畜を有せぬものが漸く多くなつた。此事が既にミイル崩解の原因になつたが、更に耕作のみでは生活を維持し得ぬ貧困なる農民が副業として家内工業(クスタリ)を営むことを已むなくされたことが、更にミイルの崩解を促した。といふのは、農民は土地に對しては所有權を有せず、たゞ一定期間の用益權のみを有するに止まつたが、家内工業に於ては、生産用具及び生産物に對して完全無制限なる個人的所有權を有し、又自由單獨に生産を営み且つ其利潤を收得した。此事實が農民を土地の威力と古來の傳説に對する畏懼の念から解放した。農民に土地に對しても同様の自由なる所有權を得んと欲する念を起さしめたのである。そこで耕地の割替は漸く行はれなくなつて、農民は其用益地を所有地と見るやうになつた。同時にクスタリは、大體の傾向としては、新興の工場工業に壓倒される。さうすると、既に農業に依つて衣食すること能はず、而して今又其副業をも

奪はれた農民は、無産者として工場か農場かの勞働者となるより外に途がないのである。

(六)

事情右の如くであるから、解放以後農民の暴動は幾度か繰返された。而して此等暴動の原因となつたものは、結局農民の給付力を超過する土地賠償金と、耕す土地の狭小にして生命を維持するに足らぬこと、及びミール制度に伴ふ諸弊害とであつた。

土地賠償金の過重は、滞納の累積といふ結果になつた。政府は固よりそれに對して厳格な制裁を設けたが、其効果は充分でなくて、結局賠償金の輕減及び免除が已むを得ぬものとなつた。露土戰爭(一八七八年)後の不穩の爲め政府は讓歩して賠償金を輕減すると共に土地買戻を強制的のものにする、一八八一年の勅令を發布せられた。三十九縣に就いての賠償金輕減額は、一〇、九六五、四七四ルツブル、即ち平均二七%の輕減であつた。強制的買戻に關する規定は、一八八三年から有効となるものであつたが、買戻は既に解放令の發布後直ちに著手せられたものも

あるから、結局自一九一〇年至一九三二年の間に、一切の賠償が終了する筈であつた。然るに其の處へ一九〇五年の革命が起つたので、同年十一月の宣言を以て一九〇六年度の賠償金を半減せられ、一九〇七年以降の分は免除された。

土地の不足といふことに就いては、露西亞農民は久しく村落共產體の内に棲息した。従つて土地は何人のものでもない、若しくは、土地は神のものだといふ觀念に、親しみを持つてゐた。彼等は此の觀念を以て地主の所有地に臨んだ。此一面に於て、彼等は社會主義説に感受性を持つてゐたのである。然るに他面彼等が漸くミールに離反せんとするに至つた事情は、上述の通りである。即ち農民は、地主の土地に關する限りに於ては、社會主義的であり、自己の土地に關する限りに於ては、私有主義者であつた。故にパウエルはいふ、「一方農民は地主の土地は沒收して之を國民所有物と宣言すべしとの社會主義的要求を喜んで採用すると同時に、他面田野共有の崩解を、農民の土地に對する自由なるブルジョワ的の所有權を渴望した。農民は現存する地主の私有權に對しては土地共產主義を主張し、現存するミールの土地共產主義に對しては、私有を主張したのである」(a. a. O. 25)

一九〇六年に始まるストロイピンの農業改革は、農民の此の要求を満足せしむることに依つて、現存秩序の支持者たる、保守的農民階級を造り出さうとしたものである。改革の要旨は、農民をしてミールの拘束を脱して土地私有者たらしめること、及び農民の私有地を増加せしめるとであつた。自一九〇六年至一九一〇年の改革法によれば、農民は自由にミールから脱退することが出来、大體に於て従來の用益地を私有地とすることが出来る。同時に、それを爲すに當つて、諸所に散在する耕地を整理して、之を一個所に適當の形態に纏めるのである。此の私有地は全くミールから獨立したもので、其所有者は強制耕作に従ふことを要せず、又他の村民の其地上に於ける放牧權は消滅するのである。

改革は熱心に遂行されて、一九〇七年から一九一二年までには、八二七、三〇五の農家の爲めに八百四十萬デシヤアチンの土地が整理せられて私有に移され、全ミール成員の一五%がそれから脱退した(Bauer, 28)。脱退者は強制耕作の爲めに集約的經營を妨げらるゝことを欲せず、又は次回の割替によつて用益地の削減せられんことを恐るゝ富農と、自ら土地を耕すこと能はざる無産者、孤兒、寡婦、移住者、出

稼人等とであつた。後者が多く其脱退によつて得たる私有地を、比較的富有なる農民に賣却したのは、言ふ迄もないことである。

農民私有地の増加に就いては、政府は農民土地銀行を通じて御料地國有地の拂下げを行ふと共に、同じ銀行をして地主の土地を購入して之を農民に賣却することを努めさせた。農民土地銀行が購入した土地の大部分を占めるものは、御料地(約二百萬デシヤアチン)及び國有地(約六百萬デシヤアチン)であつたが、御料地國有地の所在地方は、農民の土地渴望が最も甚しい地方でないといふ憾みがあつた、といはれて居る(Olbers, 24)。若し假すに歳月を以てしたならば、ストロイピンの大改革は、其立案者實施者が期待した効果を擧げ得たかも知れぬが、何分此改革が着手されてから世界戦争破裂までには僅に八年が経過したに過ぎぬ。従つてそれが露西亞革命を防止することが出来なかつたのは已むを得ぬ所である。

(七)

一九一七年露曆十月に政權を掌握したボルシエキは、皇族貴族の所有地を破壊して、それを渴望してゐる農民に之を分與した。農民はボルシエキ政府を支

持し、帝政復活運動に對して其防衛者となつた。勞農政府が其基礎を確立し得たのは、實に此の農民の擁護を得たからであつた。前記の如く、農民は大地主の所有地に臨む場合には社會主義者であつたから、大地主の所有地剝奪を行ふまでのところは、勞農政府と農民との歩調は完全に一致した。併し此の大地主から剝奪された土地は果して何人の有に歸したか。

農民は大地主の所有地に對しては社會主義者であるが、己れが耕す土地に對しては私有主義者である。茲に農民の利害と共產主義との衝突が起る。前に共產黨政府が大地主の土地を奪つて之を農民に分與したといつたが、共產黨政府は固より農民が土地所有者たることを肯んずるものではない。政府の布告及び訓令は「土地所有權は何等の賠償なく即時廢止せらるる土地私有は永久に廢止せらる」と明記して居る、(一九一七年露曆十月廿六日の布告及び訓令)。たゞ之を自己の勞働を以て耕さんと欲するものに、その用益權が與へられたのである。而して用益地の割當ては、均分を原則とした。即ち勞働能力と消費の必要とを顧慮して分配するのである。此の勞働力は自己又は家族員の勞働力の意味であつて、他人の賃備

は、既に禁せられた。曰く「……土地の用益權は、男女を問はず、苟も露西亞國民にして自力又は家族員の援助に依り、若しくは組合を組織して耕作を行はんと欲するもの、その然かする限りに於てのみ之を享有す。賃銀勞働は之を許さず。土地の用益は平均的のものたらざるべからず。換言すれば、土地は所在地の條件に應じ、勞働及び消費の標準に應じて勞働従事者の間に分配せらる。土地用益の形態は全然自由ならざるべからず……」(前記訓令)

然し農民は法理に頓着しては居らぬ。割當てられた土地は、事實上農民の私有地となつた。始め法律の文面に於ては、用益權の相續は禁せられてゐたが、事實上農民の子は其の親の耕した土地を耕し、又法律の禁止あるに拘らず、實際に土地は賣買されたといふことである(Bauer, 32)。即ち農民の私有主義が事實上多くの點に於て共產主義立法を無効ならしめたのである。

一方大地主の土地は農民に分與されたが、これによつて農民の土地に對する渴望は充分に満たされたかといふに決してさうでない。それは舊の大地主の所有地面積を農村人口に割當てると、其商はそれ程大きくない上に、革命後都市人口の

農村歸還が夥しかつた爲め、一人當り土地取得面積は、愈々減少したのである。例へば、一九一七年二月一日に於けるモスカウの人口二、〇一七、〇〇〇は、一九二〇年八月廿六日一、〇二八、〇〇〇となり、一九一六年に於けるベトログラアド縣の人口二、五九一、〇〇〇は一九二〇年には八八四、〇〇〇となつて居る。此等農村歸還人口の總計は約八百萬と數へられてゐるが、それが皆な土地の分配に参加したのであるから、歐露廿九縣に於て革命前消費者一人當り一・八七デシヤチンであつた土地が、革命後は二・二六デシヤチンになつたに過ぎぬ。即ち僅に二一%しか増加して居らぬのである (Procovich, 73)。

然らば土地は、平均的に農民に分與されたかといふに、必しもさうでなくて、家畜農具を有する上中層農民が比較多くを取つて、貧農に少なく與へた嫌があつた(前掲拙著七六四—五參看)。農村人口中極貧者と富者との百分比が多少減少したことは事實であるが、決して貧富の懸隔を除く譯には行かなかつたのである (Procovich, 75)

(八)

土地處分に於て右述のやうな結果に到達した勞農政府は、次に土地生産物の分配上に一種の共產主義を實行しようとした。農民の餘剰生産物を悉く強制的に徴收しようとしたのである。而してそれは全然失敗した。農民が貯藏する餘剰穀物は、必しも徴發不可能ではなかつたが、農民が耕作に興味を失つて、生産を自家必要を満たす程度に止めることは、之を全く奈何ともすることが出来なかつたのである。勞農政府は終に執拗なる農民の抵抗に屈して、一九二一年の春、強制的徴發を斷念し、現物税を以て之に代へた。これが所謂新經濟政策の發端である。

強制的徴發と現物税賦課とは、如何なる相違があるか。收穫の徴發の場合には、生活必要を超過する部分は悉く沒收されたのに、現物税の場合には、國家は農民から收穫の一定部分を現物で徴收し、其跡に残る餘剰は、悉く之を農民の自由處分に委するの相違がある。農民の努力によつて收穫が増加すれば、其増加は農民の利益となるのである。畢竟勞農政府は農民の創意と營利心とに訴へて、食料缺乏の危機を脱しようとしたのである。事情斯の如くなる以上は、穀物自由賣買の禁止を解かなければならぬ。乃ち其事も行はれた。

レニンは一九二一年三月共產黨第十回大會に臨んで、新經濟政策の採用は洵に已むを得ざるに出でたものなる事情を陳述した。曰く、徵發に代へるに現物税を以てするの問題は、第一には政治的問題である。其本質は勞働者階級と農民との關係に存する。…諸階級を欺くとは出来ぬ。吾々の主義、吾々の十年の長き革命的經驗、並に今回の革命の教訓は、吾々に命じて吾々に當面する諸問題を直視せしめる。而して吾々はいふ、是等二階級の利害は一致せぬ。小農民は勞働者が其爲め努力してゐる所のものを欲しては居らぬ。而かも吾々は、他の諸國が吾が先導に従ふ迄は、社會主義革命は、たゞ農民と協和することに依つてのみ救ひ得ることを承知して居る。…農民は、吾々の彼等に對する態度に満足して居らぬ。彼等は最早是以上忍ばぬであらう。彼等は明確に彼等の意思の何たるかを示した。而してそれは勞働する農民大衆の意思であるから、之を顧慮しなければならぬ。而して吾々は『農民に對する吾等の態度を改めよう』と言ひ得る丈けの政治家たるものである。…事態は、中農を經濟的に満足せしめ、且つ自由交易を許さねばならぬ。然らずんば、吾々は露西亞に於てプロレタリアの權力を維持し得ぬであらう

といふやうになつてゐる。

而かも新經濟政策の採用が、共產主義の爲めに重大なる危険を意味することは、レニンの充分承知してゐる所であつた。一九二〇年十二月、第八回全露ソヴェト大會に臨んで彼の演説すらく、「吾々はスカレフカ(莫斯科)に於ける秘密賣買の行はれたる市場の名稱と戦つた。數日前、宛も我が大會の開會前、此の些か不愉快なる設備は、モスカウソヴェトの閉鎖する所と爲つた。スカレフカは最早存在せぬ。然し私は、スカレフスキイ廣場に在るスカレフカは恐れてゐない。それを廢止することは、爾かく容易であつた。私が恐れるのは、各小農民の精神と行爲中に生きて居るスカレフカである。此のスカレフカは、資本主義の本據であつて、これは閉鎖されなければならぬ。これが存在する限り、吾々は資本家が復歸せぬといふ保障を得て居らぬ。彼等は吾々よりも更に強大となるかも知れないのである。…吾々にして小農民の國に生活する限り、資本主義は共產主義よりも強固なる經濟的基礎を有するであらう。村落の生活を綿密に觀察して、之を都市のそれと比較し來れるものは、何人も資本主義は未だ根絶されず、我が階級敵は依然其地歩

を失はぬことを了解するであらう。

自由賣買公許に決した後に於ても、彼は言つた。「交易の自由とは何を意味するか。交易の自由は商業の自由を意味し、それは又更に—資本主義への復歸を意味する。交易の自由と商業の自由とは、小農民間の商品交換を意味する。吾々マルクシズムのいろはを知るもの、凡ては、交易の自由が資本の所有者勞働の所有者としての資本家の再出現に導くことを承知して居る」。

一方に此危険あり、他方に彼の政治的必要ある爲めに、勞農政府當局者は、一方國家資本主義の復活によつて生産力の充實を謀つて以て社會主義實現の準備を整へるといふと同時に、他方資本主義の復活に對しては、ソキエト權力を以て充分の抑制を加へると聲言するの矛盾に陥つた。勞農政府の權力は、農民の精神と行爲中に生きてゐるスカレフカの復活を果して適度に抑制することが出来たか。新經濟政策採用以來約五年の經驗は、政府の「抑制」の甚だ無力なることを示して居る。

(九)

新經濟政策採用以來、露西亞農業の生産力が大に増進したことは、蔽ふべからざ

る事實である。併し此の生産力の増進は、同時に農民の間に於ける階級的分化を伴つた。各農家の生産力が一樣に増進したのではなくて、或者は没落し、或者は移住し、或者は富有となることが行はれつつ、生産力の増進が行はれたのである。生産力の増進と共に看過すべからざるは、クラク(富農又は農村ブルジョワ)の擡頭である。

少數の富有なる農民が市場穀物の大部分を支配してゐる事實は、ソキエト聯邦中央統計局の報告に示されて居る(R. Abramowitsch, Die Entwicklung Sowjetrusslands. Die Gesellschaft. Jahrg. III Nr. 4 S. 328-9所引)。それによれば、全社會主義ソキエト共和國聯邦(但しトルキスタン、トランスカウカシヤ、及びキルギスを除く)に於て、全農家の四一・一%(全農村人口の三七%)は、二デシヤチン以下の耕地を有し、僅に收穫總量の一五%を産出する。此部類に屬するものは、その生産する穀物丈けでは己を養ふに足らぬ。其の不足量は一年約五億ブドと數へられて居る。これが農村プロレタリア若しくは半プロレタリアである。次に第二部類に屬するものは、農家總數の一九・六%(全農村人口の二〇%)を占め、全收穫の一六%を産出する。此部類は

市場に穀物を供給することもせぬ代り、又自己の食糧を他に仰ぐこともして居らぬ。三乃至六デシヤチンの土地を有する第三部類に至つて始めて若干の餘剩穀物を産出する。第二第三兩部類を合計すると、農家總數の四六・六%となり、その生産高は全收穫の五二%を占め、且つ市場穀物の三九%を供給する。これが勞農政府の頻りに引いて相提携せんとして居る中農セルドニヤアクである。次に來るのは、六デシヤチン以上を有する富農である。姑らく之を二等級に分てば、六乃至一〇デシヤチンを有するものが全農家の八五%を占め、全收穫の三四%を生産し、市場穀物の三一%を供給し、一〇デシヤチン以上を有するものが、全農家の三五%を占め、全收穫の一四%を生産し、市場穀物の三〇%を供給する。驚くべきは、僅に全農家の一二%、全農村人口の一四%を占めるクラクが、露西亞全收穫の四八%、市場穀物の六一%を支配するの一事である。(セルドニヤアクの生産量の全收穫に於ける百分率に就いて誤記があるやうに思はれるが、姑らく Abramowitsch 引用の儘を掲記する)。

此數字を不當として、共産黨内の多數者は之を訂正せしめた。それに據れば、富

農の供給は、市場穀物の六一%を占めずして、五四%若しくは四二%を占めるに過ぎぬといふことであるが(a. d. O. S. 329)、而かも猶ほ今日露西亞農村が、革命當初の平均主義と全く反する事態を現出して居ることは争ふことが出来ぬ。一方に於ては、富農の位置勢力が益々重きを加へ、他方益々多數の農民はプロレタリア、準プロレタリアの境涯に没落しつつある。而して政府は、此の穀物供給の死命を制する、中以上の農民の實力を奈何ともすることが出来ぬのである。

此事實は、農村に於ける過剩人口の増大ともなつて現れる。同じくアブラモキッチの記す處によれば、ツァリツイン縣に於て、四デシヤチン以下の土地を有する農家の労働年齢にあるもの二二〇、〇三四人中、一七〇、〇〇〇人は自己經濟内に用途なき過剩労働力である。同様に四乃至一〇デシヤチンを有する農家に屬する二〇二、三〇〇人の労働能力あるもの、中、約一四〇、〇〇〇人は過剩者を以て數へられ、僅に二五デシヤチンを有する農家に至つて、始めて労働力の不足を感じて居る。此の如き過剩労働者の數は、總計約一千万人に上るものと推算されて居る(a. a. O. 330)。此の過剩人口が、農村に於ける賃銀労働者となり、西比利亞、ウラル

等への移住となり、都市に流入して産業豫備軍となり、又農業出稼労働者となるのである。而して此等の事が皆な上記の農村に於ける社會的分化を促進する。女流共産者 A. Chajatschow は此事を述べて曰く。

「社會的分化は、一九二四年に始まる、著しき出稼の發達によつて、特に甚しく助長されて居る。此の出稼は、當然貧小薄弱なる農村經濟に於て、一層著しく發展する。然るに農村階級のプロレタリア及び半プロレタリア層が益々農業から退く一方、農民の上層は反對に益々農業に其の經濟の重心を移すのである。此事實は極めて重要な意義を有するであらう。蓋し經濟的に薄弱なる農民が村を去る限り、彼等は其土地を他人に賃貸するであらうからである。此の借地關係の發達は、土地が益々有産農民の手中に集中されるといふ結果に導くであらう。農業と工業との此の特殊の關係は、農業が個人的小生産者の手中に存する限りは、避くべからざるものである」(Zitert bei Abramowitsch, 331)。

茲に注目すべきは、現今露西亞に於て、土地を賃貸するものは、概して家畜農具を有せざる爲め之を耕すことが出來ず、又耕してもそれだけでは生活出來ぬ貧農で、

之を賃借するものは資力ある大農たるの一事である。而して又此の土地を賃貸する農民が、他人に賃借されなければ生活出來ぬ境涯に居るものである。實情既に斯の如くなる以上は、土地の賃貸借と賃銀労働との法禁は、實效を奏する筈がない。勞農政府が他の事と共に此二事を公許するに至つたのは、已むことを得ざるに出でたものである(註)。

註 革命直後の立法が賃銀労働を禁止したことは、前述の通りである。此原則は法文上では尊重されて來た。一九二二年十月三十日の土地法も、土地用益權は自己の労働を以て土地を耕すものに屬することを規定して居る(第九條)。併し例外の場合には、労働者の賃借が許されてゐた。それは、農業經濟の労働能力ある成員が皆な賃銀労働者と同様の方法に於て俱に労働するといふ條件の備はる場合である(第四十條)。今賃銀労働が公許されたといふのは、此の制限が全く除かれたものであらうか。其詳細は未だ聞知して居らぬ。

土地賃貸借も既に同じく例外的には許されてゐた。即ち自然的原因の爲め一經濟の力が一時的に薄弱となつた場合、時間を限つて之を許したのである(K. Diehl, Die Diktatur des Proletariats und das Räteystem II. Aufl. 1924 S. 127)。共産黨第十四回大會の決議に「土地賃貸借法の擴張」とあるのは、此條件の改廢を意味するものに相違ないが、其細目は

未だ詳にして居らぬ。

(一〇)

此の政府の處置は、共產黨の政權を維持する爲め必要已むを得ざるに出でたものである。而かも此處置を餘義なからしめたクラクの勢力増進は、共產主義に對する大脅威である。そこで共產黨は、一方クラクに有利な政策を採用しながら、頻りにクラク擡頭の危険を呼號し、工業労働者が中農と結んでクラクに當るの必要を力説するのである。決議の一節に曰く、

「階級闘争の根本形態の一は、目下我經濟に於ける資本主義分子と社會主義分子との闘争、農民の大衆を引いて味方にせんとする爲めのブルジョワジイ、プロレタリア間の闘争である。此闘争は、重に村落に於けるクラク分子が中農を虜とし、延いてソキエトを其勢力に服せしめんとする努力に政治的表現を發見する」と。又曰く、若し農村の貧民、就中農業労働者が農村に於けるプロレタリアの支持者ならば、中農はプロレタリアの堅固なる同盟者であり、又さうなければならぬ。…此の大衆(中農)を強固なる同盟者として有することなくしては、或は單に之を中立者た

らしむることを以てしては、プロレタリア獨裁の確立せる今日も、社會主義を建設することは不可能であらう。…中農を輕視し、その極めて重要にして特殊なる職分を理解することを忘れ、我黨をして、中農との強固なる同盟のソロオガンより轉じて、舊式なる中農中立、中農懸念のソロオガンに復歸せしめることは、必ずプロレタリア獨裁の破滅を招致する。…」

「クラクに對する闘争は、貧農民をクラクに對して組織すること、及びプロレタリアと貧農と中農との同盟を強固にすること(中農をクラクより離してクラクを孤立せしむる目的を以て)に依て行はれねばならぬ」と。

併し勞農政府はクラクに臨むに、如何なる方策を以てせんするか。上記諸施設は決してクラクの擡取欲を懲らすものでなくて、却て反對の效果あるべきことは論を俟たぬ。新經濟政策採用後五年間の農村に於ける社會的分化は、更に今後促進されるものと見るのが至當である。クラクと農村プロレタリアとの隔絶は益々甚しくなつて、土地を離れた農民は、益々都市へも流入するであらう。

勞農政府はセレドニヤアクトクラクとの離反に努力して居るが、併し此の兩者

は、必しも凡ての點に於て利害相反するものではない。工業製品に對して穀物が高價に賣れることを欲する點に於ては、セレドニヤクもクラクも毫も擇ぶ所はない。セレドニヤクは資本主義の復活を喜ぶものでないかも知れぬが、併し又必しも社會主義の謳歌者でもない。中農大衆の欲する所は、農産物が有利に賣却せられ、其代りに低廉にして精良なる工業品を購入し得る一事の外にはない。故に彼等は穀物を國家に賣却することが有利ならば、さうするし、例へば回轉が速かなる爲め、商人の方が之を高價に買占め得るといふが如き場合には、(A. Jugow, Die russische Bauernschaft und die Ernte-Gesellschaft. II. 12, 523 ff. 参照)無論商人に賣却することを躊躇せぬ。工業品の供給とても同様であつて、若し國有工業の製造品が低廉にして品質良好ならば、農民は社會主義に満足するが、若し然らずんば、直ちに其呪咀者となるであらう。穀物供給の問題に於て政府當局者を惱ますものは、獨り農村ブルジョワのみではない。「雷にクラクのみならず、セレドニヤク及び貧農も亦た、吾々に穀物を賣らうとしなかつた。現にスターリンも嘆じたのである。

(一一)

然らば農民の關係するに於て、露西亞革命が成就し得た事は、果して何であつたか。確實に斷言し得るのは、封建的諸制度の遺物を一掃して、農民の土地に對する權利を確保したことである。而して實質的に此利益に浴するものは、農民中の比較的富有(中以上)なる分子である。然るに比較的富有なる農民の土地私有を確保することは、ストロイピンの改革の眼目とする所であつた(註)。革命後、大地主の所有地の分割を行ふに當つて、上中層農民が其間利益を専らにした時、ツェレテリは憲法議會(一九一八年一月)に之を痛撃して、若し土地改革が其の現在の形態の儘に固定せらるゝならば、それは決して露西亞大革命の改革ではないであらう。それは比較的強大なるもの、即ちさなきだに農村人民を其の手中に左右する、彼の富有なる農民に據つて貧困なる小農民を困しめた、ストロイピンの行業の反覆たるものであらうと謂つた(前掲拙著七六五頁)。此批評は其當時よりも今日に於て一層適切なることを覺へる。ザイルの如きもいふ。「新しき露西亞土地立法はストロイピンの農業改革が既に擇んだ途を踏んでゐる」(Diehl, a. a. O. 127)。而してストロイピンの改革が革命防止の爲めに行はれたことは、前に述べた通りである。

革命遂行を期すべき勞農政府は、事實上反革命政治家の着手したる事業を繼續しつゝある。茲に其の特殊の困難が存する。

註 勞農露西亞の法律は、無論明文上土地が國の所有に屬することを規定して居る(土地法第一第二第二七條、民法第二一、第五三條參照)。然し土地に對する最高所有權が國家に屬するさいふことは、程度こそ異なれ、他の諸國に於ても認められてゐる所で、英蘭に於てすら所有地の全然任意の利用は、幾多の土地法が示す通り、許されては居らぬ。たゞ土地利益の自由に至つては今日露西亞に於て實質上革命前よりもよく承認保障せられてゐる。(Diehl, 125)

附記 右の一篇は、去る五月十八日理財學會春季大會に於ける講演草稿に加筆したものである。

フイゾイオクラートの學說の出所

瀧 本 誠 一

フイゾイオクラートの學說は今日の經濟學者間には、單に歴史的の價値を認めらるゝだけのことであつて、現在の學說上左まで重大の地位を占むるものにあらざることとは勿論なれども、此の一派の學說が曾てアダム・スミスを通し斯學の發達に多大の貢獻を爲したることは蔽ふ可らざる事實である、故に或る一部の學者、就中佛國の學者等が古典學派の經濟學は此の一派の學說に淵源するものなりと云つて居るのは、必ずしも誇張の言にあらざるべしと思はる。

余の見るところではフイゾイオクラートの學說中主要の點として、特に注目し値ひすることは、大略左の六項である、

- (一)自然法を信奉し、自然の秩序と云ふことを重したること、
- (二)教育を重大視し、放任主義を高調したること、